

平成24年度普通会計決算状況について

1 決算規模

平成24年度は引き続き県税収入等の歳入環境が厳しい中において、「青森県行財政改革大綱」に基づく財政健全化努力を継続するとともに、「平成24年度「選択と集中」の基本方針」に掲げた4つの戦略キーワードに基づく施策の重点化に努めたところである。

加えて、東日本大震災からの復旧・復興の着実な進展に伴い、平成23年度に集中的に対応した震災関連経費が減となったことから、平成24年度の普通会計の決算額は、

歳入 7,328億7,975万4千円（前年度 7,862億3,224万6千円）

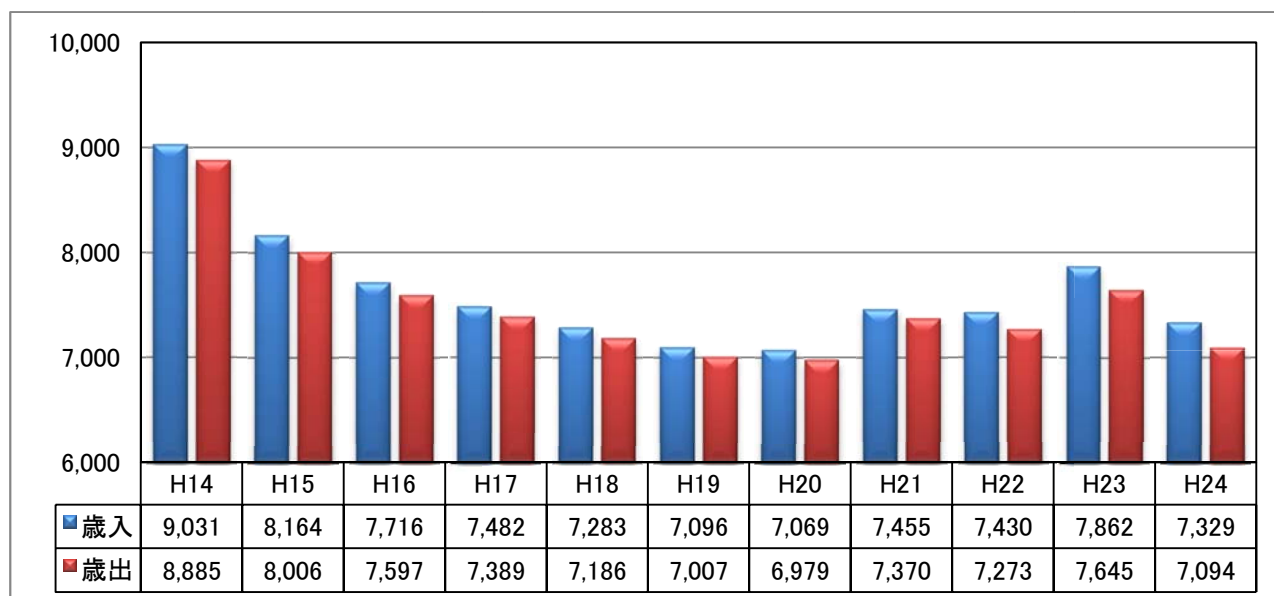
歳出 7,093億5,454万4千円（前年度 7,645億3,214万5千円）

と、前年度に比べて歳入で▲6.8%（▲533億5,249万2千円）、歳出で▲7.2%（▲551億7,760万1千円）の減となった。

なお、決算統計における東日本大震災に係る「復旧・復興事業」及び「緊急防災・減災事業」に係る決算額は、歳入で638億6,597万4千円（前年度 924億5,173万9千円）、歳出で612億5,777万8千円（前年度 850億6,615万5千円）と、前年度に比べて歳入で▲30.9%（▲285億8,576万5千円）、歳出で▲28.0%（▲238億837万7千円）の減となった。

〔歳入・歳出決算額の推移〕

（単位：億円）



歳入、歳出ごとの主な増減要因は次のとおりである。

歳入において、**地方税**は、固定資産税が▲53.7%（▲5.4億円）の減となったものの、個人住民税が年少扶養控除の廃止等により4.2%（12.5億円）の増、法人事業税が8.6%（11.7億円）の増、核燃料物質等取扱税が9.8%（14.3億円）の増となったことから、地方税全体では3.6%（47.0億円）の増。

地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止により▲73.0%の減。

地方交付税は、普通交付税が1.0%の増となったものの、特別交付税が東日本大震災からの復旧・復興事業等の財政需要が前年度に比べて減少したこと等により▲74.2%の大幅減となり、地方交付税全体では▲4.6%の減。（臨時財政対策債は▲2.9%の減、両者の合計では▲4.3%の減）

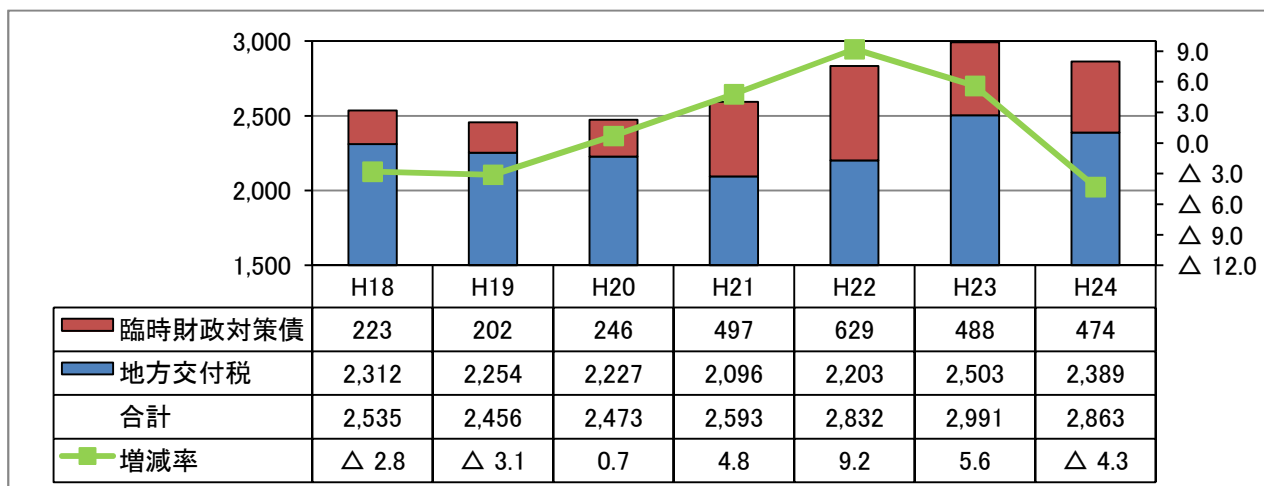
国庫支出金は、前年度の復旧・復興事業に係る国庫補助金等が多額であったこと等により▲10.6%の減となり、**繰入金**は、国の経済対策等により積立てた基金からの繰入の減等により▲46.1%の減。

地方債は、臨時財政対策債の減のほか、小規模企業者等設備導入資金特別会計における中小企業高度化資金貸付金の減等により▲3.8%の減。

以上により、**歳入全体**では▲6.8%の減となったものである。

〔地方交付税総額の推移〕※臨時財政対策債は発行可能額ベース。

（単位：億円、%）



歳出においては、**義務的経費**は、公債費が臨時財政対策債に係る元利償還金の増等により3.2%の増となったものの、人件費が定員適正化の着実な実施による職員数の減のほか、給与改定の影響等により▲3.6%の減、扶助費が障害児施設措置費・給付費の減等により▲7.2%の減となったことから、義務的経費全体では▲1.3%の減。

投資的経費は、国補正関連事業の減等により普通建設事業費が▲5.4%の減（補助事業費は▲2.3%、単独事業費は並行在来線鉄道資産の取得及び設備整備の減等により▲12.7%の減）となったものの、災害復旧事業費が東日本大震災からの復旧・復興事業等により123.9%の大幅増となったことから、投資的経費全体では1.8%の増。

その他の経費は、積立金が東日本大震災復興推進基金積立金の減等により▲56.7%の減、貸付金が全国信用協同組合連合会貸付金の減等により▲31.2%の減、補助費等が東日本大震災復興交付金の減等により▲3.4%の減となり、その他の経費全体では▲18.7%の減。

以上により、**歳出全体**では▲7.2%の減となったものである。

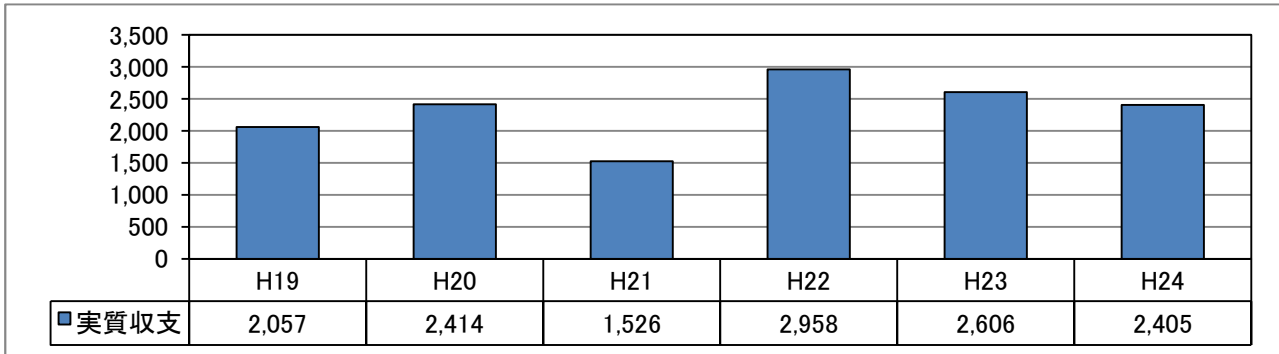
2 決算収支の状況

(1) 実質収支

平成24年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、235億2,521万円の黒字。この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源211億1,979万8千円を控除した実質収支は、24億541万2千円の黒字。

〔実質収支決算額の推移〕

（単位：百万円）



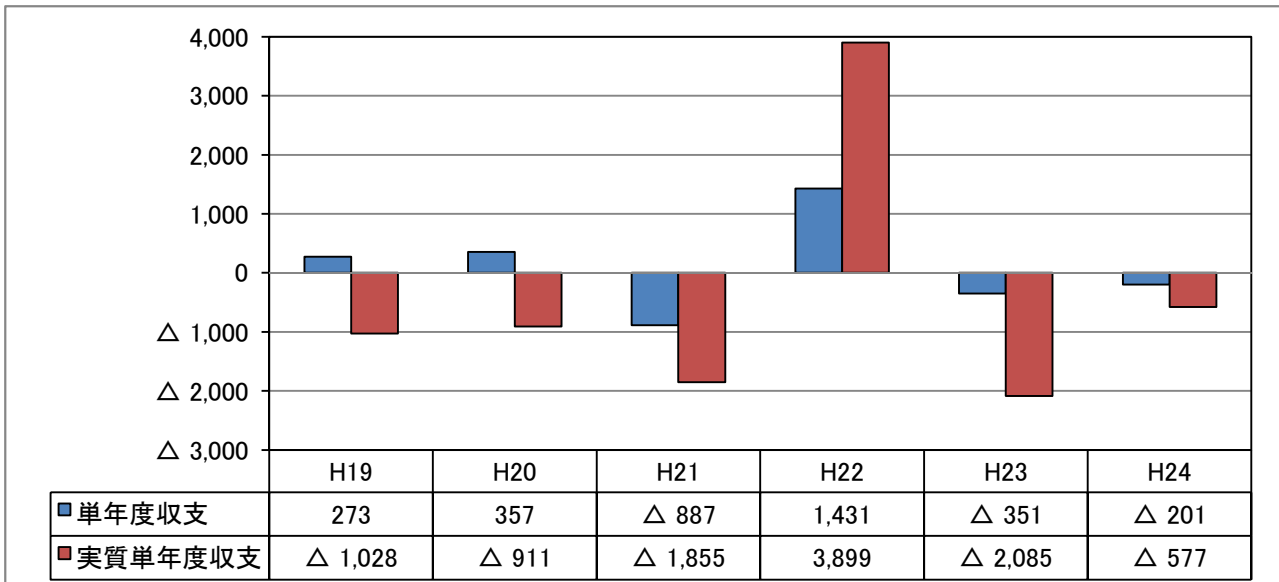
(2) 単年度収支及び実質単年度収支

平成24年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、2億88万1千円の赤字。

平成24年度における実質的な黒字要因である財政調整基金への積立額1,473万2千円、実質的な赤字要因である財政調整基金取崩額3億9,062万7千円を調整した後の実質単年度収支は、5億7,677万6千円の赤字。

〔単年度収支及び実質単年度収支決算額の推移〕

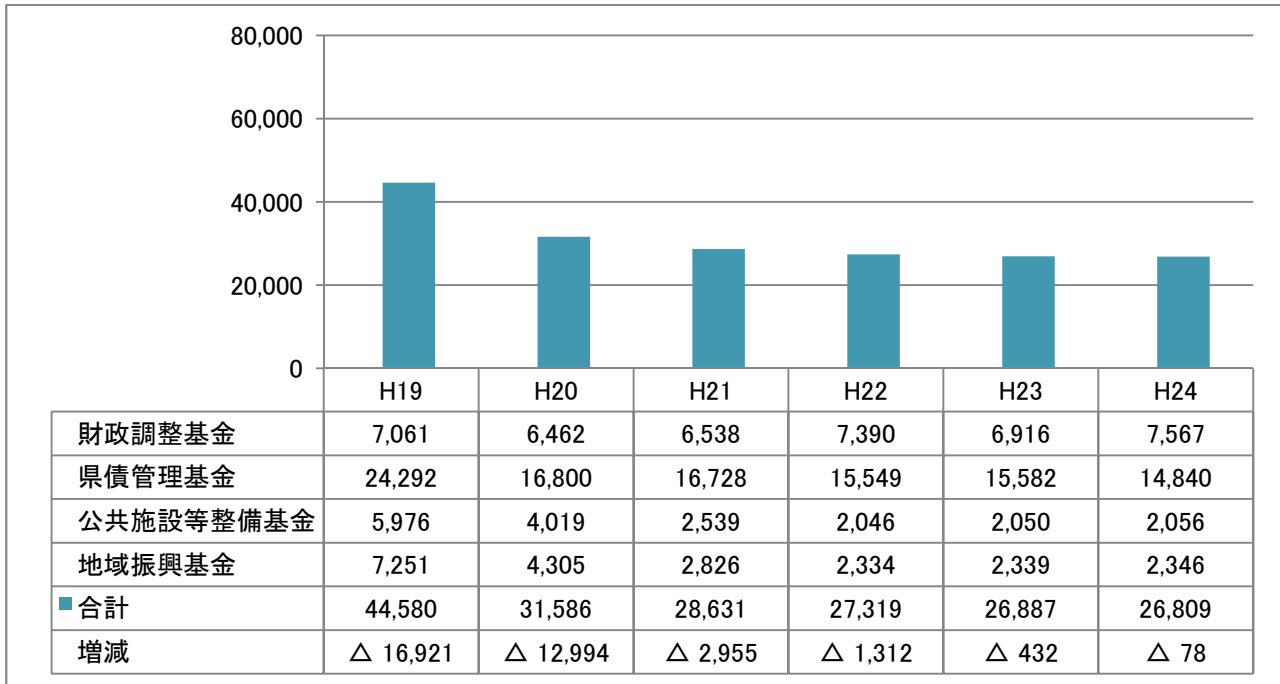
（単位：百万円）



(参考)

[基金残高の推移]

(単位：百万円)



※地域振興基金のうち地域活性化・公共投資臨時交付金分や県債管理基金のうち満期一括償還のための積立て分など特定目的のための積立て分を除く。

3 財政指標等の状況

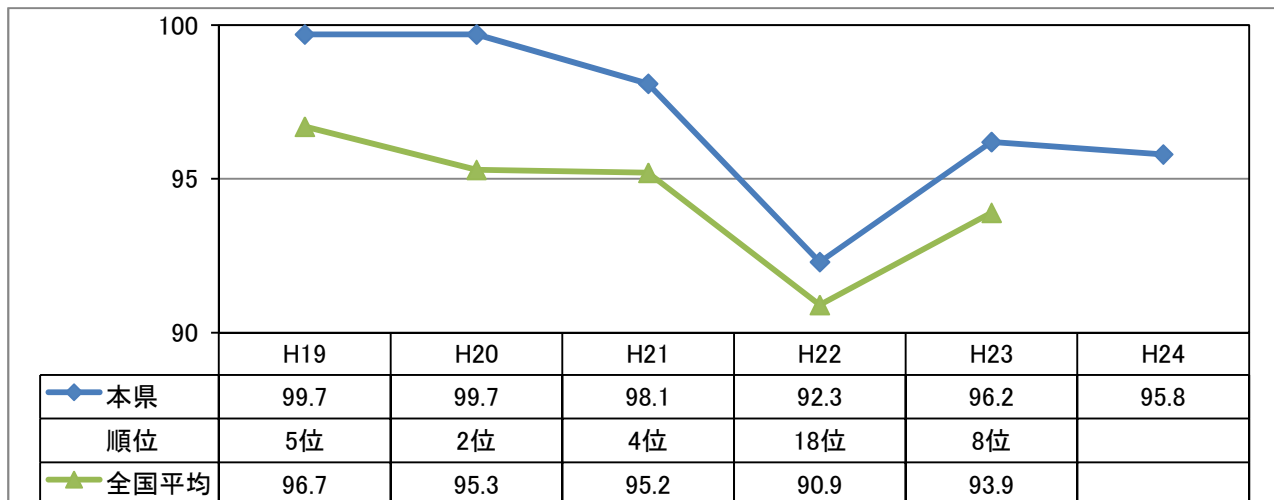
(1) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標である経常収支比率は、95.8%と平成23年度の96.2%から0.4ポイント改善した。

これは、分子となる「経常経費充当一般財源等」では、定員適正化の着実な実施、給与改定等により人件費は減となったものの、公債費、補助費等が増となったこと等により0.4%の増となったのに対し、分母となる「経常一般財源等総額」では、個人住民税の年少扶養控除の廃止等により地方税が増となったほか、普通交付税が増となったこと等により、0.9%の増と改善したことによるものである。

〔経常収支比率の推移〕

(単位：%)



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計と普通会計に属する特別会計）における実質赤字額（実質収支における赤字額）の標準財政規模に対する比率である。

平成24年度の実質収支は黒字であり、平成23年度に引き続き実質赤字はない。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び駐車場事業特別会計の赤字額を加えたものである。

いずれの会計についても赤字額はなく、平成23年度に引き続き連結実質赤字はない。

③ 資金不足比率

資金不足額の事業規模に対する割合であり、病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計及び港湾整備事業特別会計が対象となる。

いずれの会計についても赤字額はなく、平成23年度に引き続き資金不足はない。

④ 実質公債費比率

3年平均の実質公債費比率は17.1%と平成23年度の18.0%から▲0.9ポイントの減となった。

これは、北海道・東北新幹線建設等のために発行した公債費負担が高い水準にあるものの、新規発行地方債の抑制や公債費の平準化対策など、行財政改革大綱に基づく様々な改革努力を徹底したことにより、元利償還金等が減少したことによるものである。

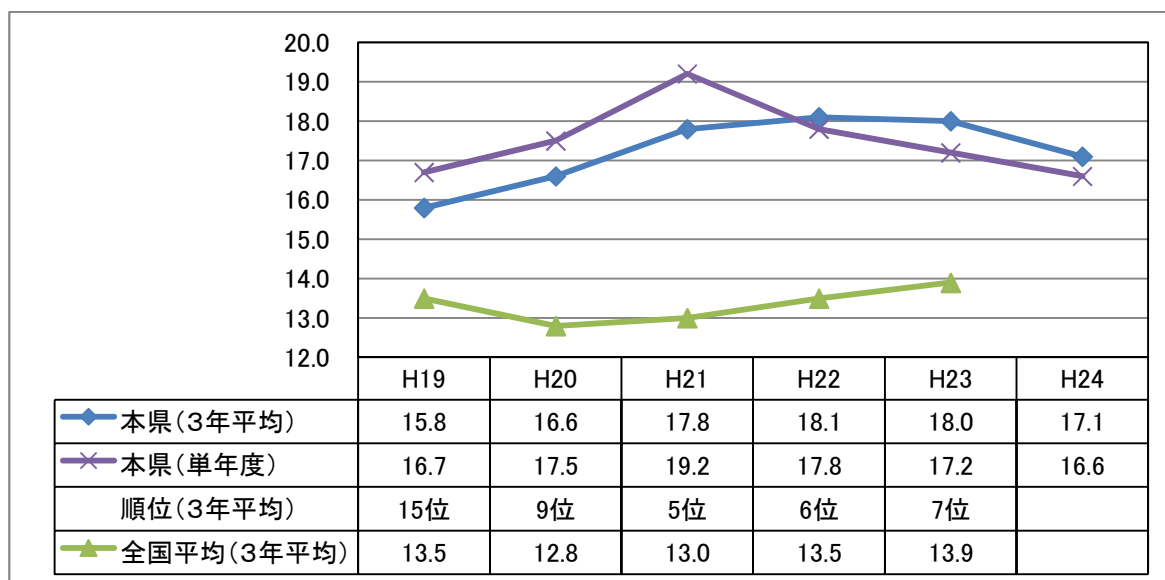
なお、実質公債費比率（3年平均）が18.0%未満となったことから、地方債の発行について総務大臣の許可は不要となった。

また、単年度の実質公債費比率は平成23年度の17.2%から平成24年度においては16.6%と▲0.6ポイントの減となった。

これは、分母（標準的な一般財源収入）が増になるとともに、分子が地方債の元利償還金の減少等により減となったことによるものである。

〔実質公債費比率の推移〕

（単位：％）



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

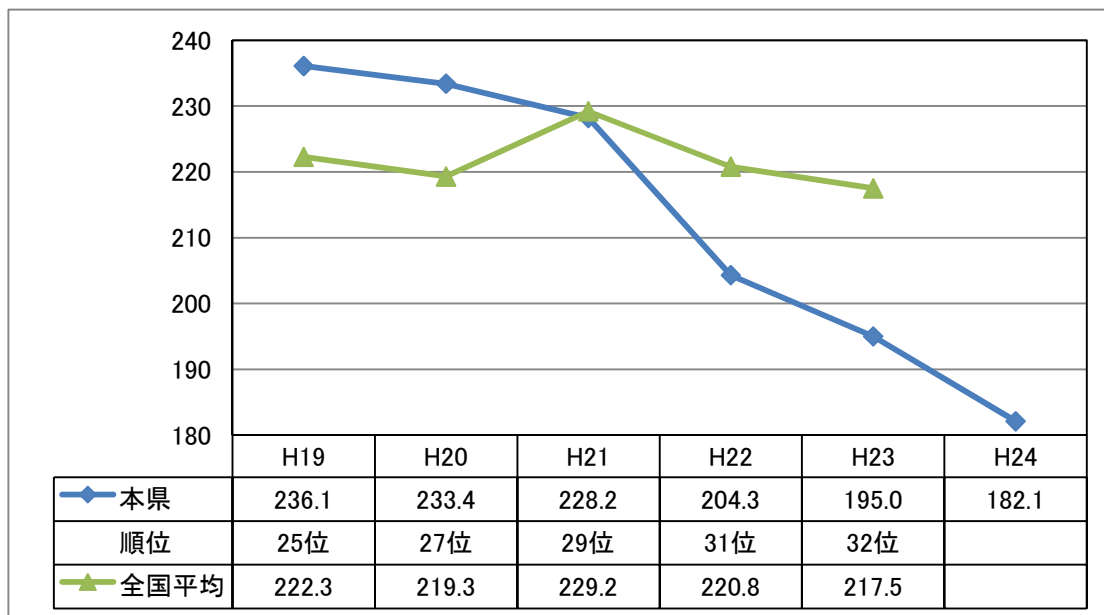
⑤ 将来負担比率

平成24年度の本県の将来負担比率は182.1%と平成23年度の195.0%から▲12.9ポイントの減となり将来負担が軽減。

これは、分母（標準的な一般財源収入）が増になるとともに、分子（公債費、退職手当等将来的に県が負担する額の合計額）が減となったことによるものである。

〔将来負担比率の推移〕

（単位：％）



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

【健全化判断比率の推移】

（単位：％）

	H23	H24	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	18.0	17.1	△0.9	25.0	35.0
将来負担比率	195.0	182.1	△12.9	400.0	—

【資金不足比率の推移】

（単位：％）

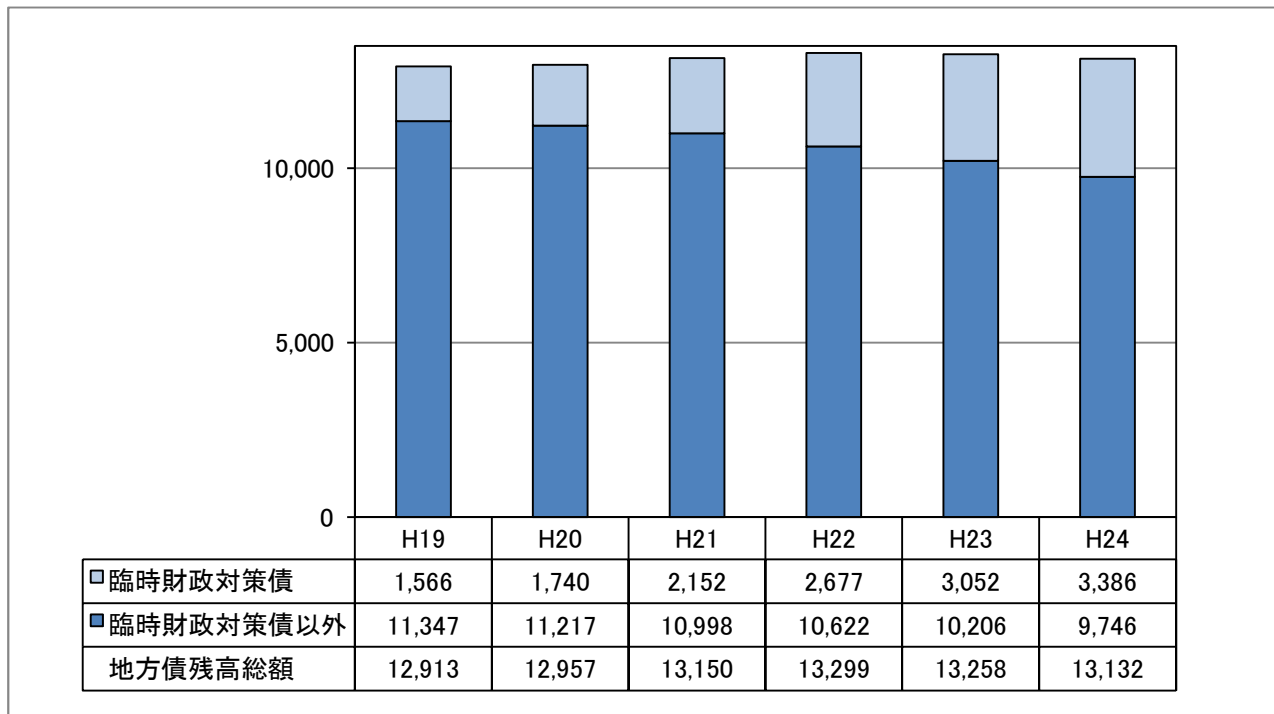
	H23	H24	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	

(3) 地方債残高の状況

臨時財政対策債の残高は増加しているものの、その他の県債の残高は新規発行の抑制に努めたことから減少。この結果、地方債残高総額は平成23年度に引き続き減少。

〔地方債残高の推移【普通会計ベース】〕

(単位：億円)



【一般会計ベース】

(単位：億円)

臨時財政対策債	1,566	1,740	2,152	2,677	3,052	3,386
臨時財政対策債以外	11,197	11,058	10,827	10,382	9,930	9,485
地方債残高総額	12,763	12,798	12,979	13,059	12,982	12,871

平成22年度～平成24年度 普通会計決算の推移

(単位:千円)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入	総額 A	743,009,601	786,232,246	732,879,754
歳出	総額 B	727,316,129	764,532,145	709,354,544
歳入歳出差引額 (A-B) C		15,693,472	21,700,101	23,525,210
翌年度へ繰り越すべき財源 D		12,735,736	19,093,808	21,119,798
実質収支 (C-D) E		2,957,736	2,606,293	2,405,412
単年度収支 F		1,431,361	△ 351,443	△ 200,881
積立金 G		1,818,472	17,070	14,732
繰上償還金 H		2,245,511	0	0
積立金取崩し額 I		1,595,881	1,750,130	390,627
実質単年度収支 (F+G+H-I) J		3,899,463	△ 2,084,503	△ 576,776
参 考	標準税収入額 K	114,721,022	122,104,933	125,352,428
	普通交付税額 L	216,364,529	219,477,421	221,728,988
	臨時財政対策債発行可能額 M	62,942,796	48,811,885	47,387,926
	標準財政規模 (K+L+M) N	394,028,347	390,394,239	394,469,342
	実質収支比率 (E/N×100%)	0.75	0.67	0.61

平成24年度決算統計 普通会計歳入・歳出の増減比較

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	平成 24 年 度			平成 23 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
1 地方税	135,906,352	18.5	3.6	131,208,832	16.7	4,697,520
2 地方譲与税	19,462,804	2.7	2.2	19,052,830	2.4	409,974
4 地方特例交付金等	316,997	0.0	▲ 73.0	1,172,605	0.2	▲ 855,608
5 地方交付税	238,891,529	32.6	▲ 4.6	250,279,966	31.8	▲ 11,388,437
6 交通安全対策特別交付金	453,017	0.1	▲ 2.6	465,154	0.1	▲ 12,137
7 分担金及び負担金	5,958,945	0.8	19.9	4,969,249	0.6	989,696
8 使用料	7,637,605	1.0	3.2	7,397,610	1.0	239,995
9 手数料	2,413,731	0.3	▲ 0.6	2,428,382	0.3	▲ 14,651
10 国庫支出金	123,761,673	16.9	▲ 10.6	138,497,112	17.6	▲ 14,735,439
12 財産収入	2,552,432	0.4	70.0	1,501,815	0.2	1,050,617
13 寄附金	41,477	0.0	▲ 86.0	297,168	0.0	▲ 255,691
14 繰入金	18,266,888	2.5	▲ 46.1	33,913,421	4.3	▲ 15,646,533
15 繰越金	20,673,393	2.8	43.2	14,434,243	1.8	6,239,150
16 諸収入	61,939,978	8.5	▲ 24.7	82,248,648	10.5	▲ 20,308,670
17 地方債	94,602,933	12.9	▲ 3.8	98,365,211	12.5	▲ 3,762,278
歳 入 合 計	732,879,754	100.0	▲ 6.8	786,232,246	100.0	▲ 53,352,492

※参考

臨時財政対策債	47,387,000		▲ 2.9	48,811,800		▲ 1,424,800
地方交付税＋臨時財政対策債	286,278,529		▲ 4.3	299,091,766		▲ 12,813,237

(歳出 目的別)

(単位：千円、%)

区 分	平成 24 年 度			平成 23 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
一 議会費	1,211,633	0.2	▲ 3.1	1,250,944	0.2	▲ 39,311
二 総務費	55,144,406	7.8	▲ 17.5	66,857,855	8.7	▲ 11,713,449
三 民生費	98,628,907	13.9	1.4	97,225,208	12.7	1,403,699
四 衛生費	25,849,392	3.6	▲ 33.6	38,906,217	5.1	▲ 13,056,825
五 労働費	13,540,643	1.9	▲ 35.5	21,004,564	2.7	▲ 7,463,921
六 農林水産業費	56,937,190	8.0	▲ 11.5	64,313,919	8.4	▲ 7,376,729
七 商工費	52,390,663	7.4	▲ 30.5	75,413,097	9.9	▲ 23,022,434
八 土木費	71,002,239	10.0	▲ 3.8	73,776,434	9.7	▲ 2,774,195
九 警察費	30,214,722	4.3	▲ 2.5	31,001,485	4.1	▲ 786,763
十一 教育費	144,056,913	20.3	▲ 3.3	148,978,009	19.5	▲ 4,921,096
十二 災害復旧費	18,940,808	2.7	123.9	8,460,431	1.1	10,480,377
十三 公債費	126,075,816	17.8	3.2	122,213,924	16.0	3,861,892
十六 利子割交付金	277,430	0.0	▲ 9.4	306,377	0.0	▲ 28,947
十七 配当割交付金	136,274	0.0	11.1	122,680	0.0	13,594
十八 株式等譲渡所得割交付金	25,353	0.0	4.9	24,179	0.0	1,174
十九 地方消費税交付金	13,268,490	1.9	▲ 0.3	13,314,689	1.7	▲ 46,199
二十 ゴル場利用税交付金	103,549	0.0	▲ 3.0	106,806	0.0	▲ 3,257
二一 特別地方消費税交付金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
二二 自動車取得税交付金	1,550,116	0.2	23.5	1,255,327	0.2	294,789
歳 出 合 計	709,354,544	100.0	▲ 7.2	764,532,145	100.0	▲ 55,177,601

(歳出 性質別)

(単位：千円、%)

区 分	平成 24 年 度			平成 23 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
一 義務的経費	322,903,392	45.5	▲ 1.3	327,175,630	42.8	▲ 4,272,238
1 人件費	178,005,994	25.1	▲ 3.6	184,690,111	24.2	▲ 6,684,117
うち職員給	127,466,639	18.0	▲ 3.0	131,375,618	17.2	▲ 3,908,979
2 扶助費	18,824,920	2.6	▲ 7.2	20,285,635	2.6	▲ 1,460,715
3 公債費	126,072,478	17.8	3.2	122,199,884	16.0	3,872,594
二 投資的経費	153,682,430	21.7	1.8	150,920,361	19.7	2,762,069
1 普通建設事業費	134,742,033	19.0	▲ 5.4	142,459,956	18.6	▲ 7,717,923
①補助事業費	69,005,683	9.7	▲ 2.3	70,659,567	9.2	▲ 1,653,884
②単独事業費	50,071,575	7.1	▲ 12.7	57,370,416	7.5	▲ 7,298,841
③国直轄事業負担金	14,903,879	2.1	8.4	13,742,931	1.8	1,160,948
④同級他団体事業施行負担金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
⑤受託事業費	760,896	0.1	10.7	687,042	0.1	73,854
2 災害復旧事業費	18,940,397	2.7	123.9	8,460,405	1.1	10,479,992
①補助事業費	11,742,458	1.7	70.7	6,877,898	0.9	4,864,560
②単独事業費	441,640	0.1	▲ 70.0	1,469,743	0.2	▲ 1,028,103
③国直轄事業負担金	6,756,299	0.9	5891.5	112,764	0.0	6,643,535
三 その他	232,768,722	32.8	▲ 18.7	286,436,154	37.5	▲ 53,667,432
1 物件費	26,532,152	3.7	▲ 10.7	29,726,409	3.9	▲ 3,194,257
2 維持補修費	13,162,737	1.9	5.1	12,523,569	1.6	639,168
3 補助費等	122,274,231	17.2	▲ 3.4	126,605,697	16.6	▲ 4,331,466
4 積立金	16,831,870	2.4	▲ 56.7	38,900,505	5.1	▲ 22,068,635
5 投資及び出資金	59,169	0.0	▲ 94.8	1,133,564	0.2	▲ 1,074,395
6 貸付金	51,595,869	7.3	▲ 31.2	75,044,812	9.8	▲ 23,448,943
7 繰出金	2,312,694	0.3	▲ 7.6	2,501,598	0.2	▲ 188,904
歳 出 合 計	709,354,544	100.0	▲ 7.2	764,532,145	100.0	▲ 55,177,601

普通会計決算 指標等の前年度比較

〈決算関連指標〉

(単位：%)

	24年度	23年度	増減
経常収支比率	95.8	96.2	△ 0.4

〈健全化判断比率〉 いずれの指標も早期健全化基準に該当しない

	24年度	23年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	17.1	18.0	△ 0.9	25.0	35.0
将来負担比率	182.1	195.0	△ 12.9	400.0	—

〈資金不足比率〉 いずれの会計も経営健全化基準に該当しない

	24年度	23年度	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度の恒常的な支出（経常的支出）にどの程度充当されているかを示す割合。

実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

連結実質赤字比率

全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金や実質的な元利償還金相当額の標準財政規模に対する比率。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

資金不足比率

各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合。

(参考)

平成22年度～平成24年度 一般会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (見込み)
歳入総額 A	735,143,494	781,727,796	732,740,704
歳出総額 B	723,734,792	765,394,424	714,890,792
歳入歳出差引額 (A-B) C	11,408,702	16,333,372	17,849,912
翌年度へ繰り越すべき財源 D	8,890,245	14,279,958	15,838,934
実質収支 (C-D) E	2,518,457	2,053,414	2,010,978
単年度収支 F	1,259,940	△ 465,043	△ 42,436
積立金 G	1,818,472	17,070	14,732
繰上償還金 H	2,245,511	0	0
積立金取崩し額 I	1,595,881	1,750,130	390,627
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	3,728,042	△ 2,198,103	△ 418,331

(注)

平成24年度決算の数値は、地方自治法第233条の規定に基づき手続中のものである。

(地方自治法(抄))

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

(参考)

一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間での財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものである。

よって、一般会計及び特別会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要がある。

また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としている。

【会計区分の概念図】

